The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	外国人高度人材とは誰なのか？ : メディアにおける外国人高度人材の表象に関する一考察
Author(s)	沈, 吉穎
Citation	言語文化共同研究プロジェクト. 2022, 2021, p. 33-43
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/88400
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

外国人高度人材とは誰なのか？
―メディアにおける外国人高度人材の表象に関する一考察―[1]

沈　吉穎

1. はじめに

2021 年末、日本に在留する外国人は 276 万 635 人（出入国在留管理庁 2022）で、その数は新型コロナウィルスの感染状況の影響により 2019 年末に比べ減少したが、依然として大きい数字である。一方、日本政府は「移民政策」という言葉を使用せず、政策用語として使うことを回避しており、外国人受け入れの実態とそれに対する政府の認識には大きな乖離があるように思われる。髙谷（2019）は日本社会にすでに移民が多数いる現実を無視することで、外国人の権利に関する「政策の不在」を招くと指摘している。

日本の外国人受け入れ政策は、専門的・技術的分野の外国人と非熟練分野の外国人に二分されている。後者は、外国人労働者、単純労働者と呼ばれているのに対して、前者は「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「経営・管理」、「法律・会計業務」などの在留資格を有する外国人で、しばしば外国人高度人材[2]（以下「高度人材」という）と呼ばれている。「厳格に『管理』されるべき対象として、『問題』化されてきた」（五十嵐 2015 : 9）外国人労働者と違い、高度人材には積極的に門戸が開かれてきた。

本稿は、日本政府が「歓迎」している高度人材を研究対象とし、メディアにおいてどのように表象されているのかを分析する。特にメディアが描いている高度人材の対象に着目し、その上でメディアが選択した表象の仕方の理由及びその危険性について考察する。

2. 先行研究

2.1 高度人材の受け入れ

高度人材受け入れの出発点は、1989 年の出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という）の改正である（明石 2014）。改正の趣旨の第一に挙げられるのは、高い専門性や技能を持つ外国人を積極的に受け入れることであり、そのため、外国人が日本国内で就労できる分野を定める在留資格がそれまでの 6 種類から 16 種類へと拡充された。

なお、高度人材という言葉の浸透や彼ら・彼女らへの本格的な受け入れはそれほど古いことではない。内閣府は 2008 年に提示した「経済財政改革の基本方針 2008～開かれた国、全員参加の成長、環境との共生～」の中で「高度人材の受入れ拡大」を提案した[3]。2012 年

---

[1] 本稿は沈（2022）のデータ（6.2 節と 6.6 節）を用い、その一部を加筆、修正したものである。

[2] 文書によって「外国人高度人材」、「高度外国人材」、「高度人材外国人」、「高度な専門人材」、「高度な技能労働者」、「専門職外国人」といった名称があるが、本稿では便宜上「外国人高度人材」とする。

[3] 内閣府は「推進会議」を設置し、数値目標の設定や必要な施策について検討し、関係府省でアクション・プログラムを策定することとした。

5 月より、上記のような専門的・技術的分野の外国人を受け入れるために、「高度外国人材に対しポイント制を活用した出入国在留管理上の優遇措置を講ずる制度」（以下「ポイント制」という）[4]が実施された。それを機に、高度人材の概念は、専門的・技術的分野の外国人の中の優秀な人、すなわちポイント制により公式に認定された高度人材という狭義の意味が付与された。

さらに、高度人材受け入れをめぐる政策の動向に関しては、明石（2014）によれば、近年の政策の特徴として、高度人材受け入れの「導線」として、日本語を学ぶ就学生や留学生を「高度人材の卵」や「高度人材の予備軍」へと「格上げ」する動きが見られるという。

2.2 政治とメディア

高度人材の受け入れは、主に政府により政策・制度が作成され、見直され、実施されているが、多くの人にとっては実際に体験したり関わったりしているわけではなく、また、公文書を直接読んで理解することもほぼなく、メディアというフィルターを通して知る程度の問題であろう。

つまり、メディアは単なる政治情報を伝達するばかりではなく、メディアの伝え方次第で、政治に対する読み手の理解が大きく変わってくるため、メディアは政治の一部になっていると言える。Fairclough も「Mediatized politics is an important part of contemporary politics（日本語訳：メディア化された政治は現代政治の重要な一部である）」（Fairclough 1998：147, 日本語訳は筆者）と指摘している。したがって、政府によって作られた高度人材という概念が、政策としてどのように捉えられているのかを見るだけでなく、メディアにおいてどのように描かれ、どのように読み手に伝えられているのかを考察することも欠かせないのである。

3. 分析方法及び分析データ

本稿は日常生活に溢れるメディアなどの談話実践が、いかにして社会の不均衡な関係を生産・再生産しているのかを明らかにし、それらを変革しようとする批判的談話研究（Critical Discourse Studies）の視点に立ち、世界の諸相の解釈や表象の解明を目指す弁証法的関係のアプローチにある「表象」の概念を用いる。Fairclough（2003）によると、テクストの意味のタイプには、テクストが社会的出来事における行為の一部としてもつ意味（行為的意味）、テクストにおける世界の表象に関連する意味（表象の意味）、人々のアイデンティティのテクスト的構築に関連する意味（アイデンティフィケーション的意味）という三つのタイプがある。そのうちの表象を、齋藤は、「表象する（represent）」を「印をつける、

---

[4] ポイント制は、外国人が行う活動内容を「高度学術研究活動」、「高度専門・技術活動」、「高度経営・管理活動」の三つの類型に分類した上で、学歴、職歴、年収、年齢などの評価項目ごとにポイントを設け、ポイントの合計が 70 点に達した場合に、高度人材として認定し、出入国在留管理上の優遇措置を講じる制度である。2015 年 4 月になると、入管法一部改正法の施行により、高度人材に特化した在留資格「高度専門職 1 号」及び「高度専門職 2 号」が創設された。

絵を描く、文字を書く、像を彫る、写真を撮る、音を録るなど、特定の対象を身体外的な媒体を介して再現すること」（齋藤 2004：14）と定義し、「『現前（presence)』そのものではなく、その『再＝現前（representation)』」（同上：15）であることが表象の概念の本質であると述べている。

分析データとしては、朝日新聞、読売新聞、毎日新聞、日本経済新聞（以下それぞれ「朝日」、「読売」、「毎日」、「日経」という）という、日本においてよく読まれている全国紙四紙の新聞記事[5]を取り上げる。四紙の新聞紙のオンライン記事検索サービスを利用し、2008 年 1 月から 2019 年 12 月末までの期間の記事から、「高度人材」、「高度外国人材」、またはそれらに相当するキーワードのいずれかを含む記事を抽出した。これらのうち、筆者が内容から判断し、外国人高度人材に関連する記事だけを抽出し、分析対象とした。検索結果として表示された総記事数及び外国人高度人材関連記事数は以下に示したとおりである。

朝日、読売、毎日、日経の新聞記事数

新聞紙名	総記事数	外国人高度人材関連記事数
朝日	89	72
読売	89	66
毎日	105	73
日経	512	358

4. 分析

新聞記事の内容は、高度人材の対象、受け入れの背景、受け入れの状況など多岐にわたるが、本稿では高度人材がだれを対象にしているかに着目するため、その対象について描かれている箇所を取り上げて分析を行う。その結果、高度人材の表象は大まかに以下の四種類に分けられることが観察できた。

4.1 割当てられた資質に基づく表象

まず、抽象的に高度人材を表象する記事として、以下のような記述が見られる。

抜粋 1：

専門技術や経営ノウハウを持つ高度人材の受け入れを促進するため、政府は、学歴や職歴、年収などを点数化して高得点者を優遇している現行の「高度人材ポイント制」について、認定基準の緩和に向けた協議をしています。（読売, 2013 年 8 月 1 日「［語る］政権に望む（２）来日外国人増　まず景気　木村孟氏」）

[5] 新聞記事には報道記事、社説記事などがあり、中に高度人材の定義や高度人材の受け入れを批判的に捉えるものもあるが、本稿は記事全般を扱う。

抜粋２：
政府は、外国人の研究者・技術者や企業経営者など高度な能力を持つ人材について、永住権取得に必要な在留期間を現行の「５年」から、最短で「１年」に縮める方向で検討に入った。（読売, 2016 年 12 月 18 日「在留１年でも永住権　外国人研究者や技術者　政府検討」）

抜粋３：
法務省は２８日、高度な資質や能力を持つ外国人専門家を「高度人材」と認定し、入国手続きや在留期間で優遇する新しい「ポイント制」を早ければ来春に始めると発表した。年間約２０００人の受け入れを想定している。（毎日, 2011 年 12 月 29 日「高度人材：外国人専門家を優遇　入国・在留でポイント制－－法務省」）

抜粋４：
▽…優れた経営手腕や専門的な技能を持ち、日本の経済成長に資すると期待される外国人。活動内容によって「高度学術研究活動」「高度専門・技術活動」「高度経営・管理活動」の３つに分かれる。政府は高度人材の受け入れを促すため「ポイント制」を使った出入国管理上の優遇措置を２０１２年に設けた。学歴、職歴、年収など項目ごとにポイントを設定。合計が７０点に達したら、高度人材と認定され優遇措置を受けられる。（日経, 2017 年 3 月 20 日「高度外国人材――居住最短１年で永住許可へ（きょうのことば）」）

上記の抜粋で記されているように、高度人材は「専門技術や経営ノウハウを持つ」、「高度な資質や能力を持つ」、「優れた経営手腕や専門的な技能を持つ」などとされており、高度人材が有するとされる資質に基づいて優秀な人物像として描かれている。また、抜粋 4 のように「日本の経済成長に資すると期待される」とされており、経済成長に資する機能を持つ人物として表象されている。

4.2 携わる分野に基づく表象

また、高度人材の対象を表す際に、高度人材が具体的に携わる業務内容や分野を示す記述も見受けられる。

抜粋５：
日本型移民制度が、技能実習制度や、研究開発などに携わる「高度外国人材」受け入れ制度の隙間を埋め、人件費の抑制をはじめ経営の利便を高めるだけの内容にとどまるなら、国民からの批判は免れまい。（朝日, 2015 年 8 月 28 日「（社説）経団連と移民 生活者の視点で検討を」）

抜粋 6：
経団連は１９日、規制改革を積極的に進めるよう政府に求める提言をまとめた。６項目の重点課題のうち、労働分野では安倍政権が受け入れに慎重な外国人労働者について、門戸をさらに開くよう求めた。研究開発などに携わる高度外国人材の積極的な受け入れを求めたうえで、労働力不足が懸念される建設業などの業種でも、適切な管理のもとで「（外国人に）門戸を一層開く必要がある」と訴えた。（朝日, 2015 年 10 月 20 日「経団連『外国人受け入れを』」）

抜粋 7：
一方、研究や投資、経営の分野で働く「高度人材」の受け入れも、課題が残る。（読売, 2008 年 8 月 5 日「［社会保障安心］外国人労働者受け入れ　生活できる仕組み必要」）

抜粋 8：
企業の生産性を上げる柱のひとつは、外国人の高度人材の活用だ。海外企業の本社から日本にある支店への転勤や、ＩＴ（情報技術）など専門分野で高度な技術を持つ外国人の滞在期間を延長する。実現には入国管理法の改正が必要で、来年の通常国会での法改正を視野に入れる。（日経, 2015 年 9 月 10 日「外国人在留８年に延長、高度技術人材を確保、諮問会議が成長戦略案、女性活躍へ、配偶者手当見直し。」）

上記の 4 つの抜粋では、高度人材が携わる業務内容や分野が具体的に示されている。抜粋 5 と抜粋 6 は、高度人材の前に「研究開発などに携わる」という活動分野を特定する表現が入っている。「など」は「多くの事柄の中から、主なものを取りあげて『たとえば』の気持ちをこめて例示する」という用法があり、ここでは、高度人材の携わる業務が主に研究開発であるというイメージが喚起される。また、抜粋 7 は、「研究や投資、経営の分野で」、抜粋 8 は「海外企業の本社から日本にある支店への転勤や、IT（情報技術）など専門分野で」のように、高度人材が関与する分野が提示されている。

4.3 従事する職業に基づく表象

4.2 節で示したのが高度人材の携わる分野であったのに対して、以下のように高度人材の従事する職業を直接表す記述もある。

抜粋 9：
アルバイトをする留学生など「資格外活動」が約２９万７千人、「外国人技能実習生」が約２５万７千人、医師や研究者、企業経営者などの「高度外国人材」が２

３万８千人で続いた。（朝日, 2018 年 1 月 27 日「外国人労働者１２８万人　５年連続最高　実習生ら活用増」）

抜粋 10：
研究者や技術者、教師など高度人材として在留資格を与えられている外国人は、歌手など興行分野を除くと約１５・８万人いる。（読売, 2008 年 6 月 3 日「[社説] 外国人労働者 受け入れ促進へ論議深めよ」）

抜粋 11：
大企業の管理職や研究開発の技術者などを念頭に置いた外国人の「高度人材」については、今年度中に受け入れ拡大策を検討し、２０年代に現在の１０倍程度の１万人を目指す方針を提示する。（毎日, 2014 年 6 月 10 日「成長戦略：外国人労働者受け入れ拡大策　省庁横断で『司令塔』」）

抜粋 12：
日本で働く外国人は昨年、１２７万人に上った。１０年前の倍以上だ。このうち、大学教授や医師ら「高度な専門人材」として在留資格を持つ人は約２３万人で、事実上就労目的の技能実習生や留学生が約５４万人を占めている。（毎日, 2018 年 10 月 13 日「社説：外国人労働者に新資格　実習制度の矛盾どうする」）

抜粋 13：
法務省は医師、弁護士、研究者や企業の経営者など専門的な技術や知識を持つ外国人が日本に在留する際の優遇措置の拡大を検討する。（日経, 2013 年 3 月 11 日「専門知識や技術持つ外国人、在留優遇措置を拡大、法務省検討。」）

抜粋 14：
当面の人手不足を補う単純労働者とは別に、政府が受け入れを拡大したい外国人は高い能力や技術を持つ高度人材だ。大企業の管理職、研究開発の技術者などである。（日経, 2014 年 6 月 3 日「越境する労働力（２）高度人材確保へ優遇策――海外と争奪戦激化（時事解析）」）

上記の 6 つの抜粋では、高度人材の職業が示されている。その職業とは「医師や研究者、企業経営者」（抜粋 9）、「研究者や技術者、教師」（抜粋 10）、「大企業の管理職や研究開発の技術者」（抜粋 11）、「大学教授や医師ら」（抜粋 12）、「医師、弁護士、研究者や企業の経営者」（抜粋 13）、「大企業の管理職、研究開発の技術者」（抜粋 14）などであり、高度人材が携わるとされる多くの職業の一部が例示されている。前の分析でも言及したように、「など」

は多くの事柄の中から主なものを取り上げて例示する機能があり、ここでは、高度人材に該当する職業としては、医師、研究者、企業経営者、大学教授、大企業の管理職、研究開発の技術者が代表例として挙げられている。

4.4 有する在留資格に基づく表象

さらに、以下の抜粋のように、高度人材が有する在留資格から対象を表す記述もある。

> 抜粋 15：
> 「高度人材」の有資格者は、実際には「研究」や「技術」など在留資格を取得できるハイレベルの人たちだ。もちろん、海外にいる外国人材に「来てもらう」ことがメーンだが、日本社会ですでに働き、技術的・専門的な在留資格を得ている人も対象だ。（毎日, 2012 年 2 月 14 日「〔エコノミストリポート〕入管政策の見直し　外国人に「ポイント～外国人受け入れ」）

> 抜粋 16：
> 日本は専門知識や技術力を持つ外国人が極端に少ない。「技術」「研究」などの在留資格を持ち、「高度人材」と呼ばれる滞日外国人は２００９年末で２０万２千人。就業者に占める割合は約３００人に１人だ。（日経, 2011 年 1 月 6 日「国を開き道を拓く（５）成長へ人材と投資を世界から呼び込め」）

上記の 2 つの抜粋は両方とも高度人材が持つ在留資格として、在留資格「研究」、「技術」が例として挙げられている。出入国在留管理庁の「在留資格一覧表」によると、在留資格「研究」の該当例は「政府関係機関や私企業等の研究者」であり、「技術」の該当例は「機械工学等の技術者」である。すなわち、新聞記事のオーサーは、高度人材の対象が、政府関係機関や私企業等の研究者や機械工学等の技術者であると想定していると思われる。

以上で見てきたように、高度人材の表象については、新聞記事のオーサーは高度人材の携わる業務分野、職業、所持する在留資格から該当する対象を表している。その結果、表象の仕方は若干異なるが、その対象は、研究者、企業経営者、医師、大学教授、弁護士などとされている。世間一般で言われている社会的地位の高い職業には、厳密な統計データはないが、しばしば医師、大学教授、裁判官、弁護士、一流企業の経営者、政治家が挙げられる[6]。以上の分析から、新聞記事では、高度人材はハイレベルなイメージが喚起されるように表象されているといえよう。

---

[6] ウェブメディアである 5 セカンズの記事 < https://the5seconds.com/social-status-work-9969.html > と CoCoSiA の記事 < https://seikatsu-hyakka.com/archives/73096 > を参照している（2022 年 4 月 25 日最終閲覧）。

5. 考察とまとめ

メディアにおける高度人材は、前節の分析で明らかなように、彼ら・彼女らに割り当てられた資質（専門技術や経営ノウハウを持つ、高度な資質や能力を持つ）への言及や、機能化（日本の経済成長に資する）によって、優秀で有用な人物として表象されている。具体的にどのような人が高度人材に該当しているのかは、彼ら・彼女らが携わる業務分野（研究開発などに携わる、研究や投資、経営の分野など）、職業（医師、研究者、企業経営者、大学教授、弁護士など）、もしくは与えられる在留資格（研究、技術）から、ハイレベルの人材として表象されていることが明らかになった。

では、実際の高度人材として外国人が携わる業務分野、職業はどのようなものであろうか。先行研究でも確認できたように、専門的・技術的分野の外国人の有する在留資格は、「教授」、「医療」、「研究」、「経営・管理」以外に、「芸術」、「宗教」、「報道」、「技術・人文知識・国際業務」、「技能」、「教育」などもあり、画家、カメラマン、マーケティング業務従事者、料理人、語学教師などが含まれ、実に多岐にわたる。また、ポイント制による高度人材の対象も、大学教授などの「高度学術研究活動」や経営者などの「高度経営・管理活動」以外に、企業で働くサラリーマンや事務職の人などの「高度専門・技術活動」の外国人も含まれている。すなわち、広義の意味でも、狭義の意味でも、高度人材とされた人は実際には多種多様な分野に属している。それにもかかわらず、新聞記事の高度人材の表象には、その中の一部のハイレベルなイメージが喚起される人物像に限られている傾向を確認することができた。

さらに、高度人材とされた外国人が就いている職業の分布に関する統計データを見てみると、出入国管理局（2015）の「2014 年 12 月末の在留外国人数について」の統計においては、「人文知識・国際業務」の在留資格の高度人材が 76,908 人で最も多く、「技術」が 45,900 人、「投資・経営」が 15,184 人、「教育」が 10,141 人、「教授」が 7,625 人と続く。そして、「研究」は 1,845 人、「医療」は 695 人、「法律・会計業務」は 143 人で、研究者、医師、弁護士は高度人材とされた外国人の中においてごく一握りだけであることが分かる[7]。この出入国管理局のデータに基づいて言うと、専門的・技術的分野の外国人の中でもっとも多いのは「人文知識・国際業務」の在留資格に該当する人であり、すなわち、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者などである。

さらに、ポイント制による高度人材の活動区分などの状況からも、同じ傾向が見られる。総務省（2019）の「高度外国人材の受入れに関する政策評価書」によると、企業で働くサラリーマンや事務職の人などの「高度専門・技術活動」の外国人は 79.1%で、大学教授などの「高度学術研究活動」や、経営者などの「高度経営・管理活動」の外国人の 21.9%よりも遥

---

[7] 2015 年 4 月に、これまでの在留資格「技術」と「人文知識・国際業務」の区分が一本化されたため、ここでは便宜上、一体化されるまでの出入国管理局（2015）の統計データを取り上げている。なお、出入国在留管理庁（2021）によると、2020 年末現在の時点で「技術・人文知識・国際業務」の在留資格の高度人材は 283,384 人、「経営・管理」は 27,235 人、「高度専門職」は 16,554 人、「教育」は 12,241 人、「教授」は 6,671 人、「医療」は 2,476 人、「研究」は 1,337 人、「法律・会計業務」は 148 人である。教師、大学教授、研究者、弁護士は全体の中でまだ少数に止まっている現状は変わっていない。

かに多く占めている。つまり、専門的・技術的分野の外国人という意味での高度人材でも、ポイント制による高度人材でも、大学教授、研究者、医師などのハイレベルなイメージが喚起される外国人はその中の僅かな割合でしかない。ここで注目すべきは、前述した統計データを踏まえると、高度人材の中で最も多く占めているはずの企業のホワイトカラーは新聞記事の表象に含まれておらず、逆に数が少ない研究者、医師、大学教授などが記述に入れられているということである。メディアが表象している高度人材は、限定的で、かつ実態と離れているといえよう。

新聞記事の報道の仕方について、吉田は「新聞は、政策動向を事実として伝えるが、報道にあたっては読者の認識や受容の程度を勘案しつつメッセージを発しているのであり、何を事実として選択したかという側面があることを見落としてはならない」(吉田 2014 : 28)と指摘している。ここではメディアが選択した特定の表象の仕方の背後にある理由の推測を試みたい。日本政府は「移民政策」などの用語の使用を回避していることからも察知されるように、様々な形で外国人を受け入れているが、移民政策を取り、移民国家になる、という国民的なコンセンサスはまだ形成されていない。メディアも、読み手の大多数が持っている、受け入れるべき外国人や受け入れたい外国人への受容度を考慮し、報道する事実の取捨選択をしながら高度人材を描写しているだろう。すなわち、グローバル化や産業の高度化が求められている、ところが移民国家になるということには共通認識が得られていない、という現在の日本社会が置かれている文脈の中で、国民的コンセンサスを得やすく、受け入れやすいと考えられる外国人の能力の高さが強調されている。

メディアは高度人材について報道することは、高度人材受け入れの促進に向けた取り組み、受け入れの状況など、読み手に一定の事実を伝達するという意味では意義がある。だが、メディアにより取り上げられ、繰り返される情報は、既定の事実として浸透していくという観点から見ると、受け入れられることのめったにないハイレベルの高度人材を、高度人材全般として一般化する新聞記事は、読み手に現実に存在する評価以上の評価を刷り込んでいき、美辞麗句で高度人材という概念を美化する側面がある。それによりハイレベルの高度人材以外の外国人の存在が隠蔽され、周縁化されている。その結果、高度人材には様々な職業の人材がいるという現状に対する社会認識の形成がされにくく、高度人材の大多数を占める彼ら・彼女らを真正面から向き合わず、円滑な受け入れや社会統合に必要な取り組みを怠る危険性は見逃せないだろう。このようなメディアによる高度人材という概念の美化は、日本政府が移民政策の議論を避けていることの現れの一側面であると同時に、政府のやり方に加担し、助長することにもなるだろう。

最後に、本稿は表象の観点から分析したが、新聞記事は政府の言う通りに伝達していること、高度人材の対象について懐疑しないという心的態度で伝えていることなど、新聞記事を通して行われている行為、伝えられているアイデンティフィケーションの一端を垣間見ることができた。今後、それらの観点からもさらに探求すべきだろう。また、高度人材をめぐる捉え方は、政府、メディアだけでなく、実際の新聞記事の読み手も重要な対象であり、今

後の研究では、高度人材に関する社会意識調査も検討したい。

参考文献

明石純一（2014）「外国人『高度人材』の誘致をめぐる期待と現実—日本の事例分析—」五十嵐泰正編『労働再審〈2〉越境する労働と〈移民〉』pp.51-78, 大月書店.

五十嵐泰正（2015）「グローバル化の最前線が問いかける射程」五十嵐泰正・明石純一編著『「グローバル人材」をめぐる政策と現実』pp.9-19, 明石書店.

岩渕功一（2014）「＜ハーフ＞が照らし出す人種混淆の文化政治」岩渕功一編著『＜ハーフ＞とは誰か：人種混淆・メディア表象・交渉実践』pp.11-26, 青弓社.

CoCoSiA「社会的地位が高い人の 8 個の特徴！社会的地位が高い職業って何？」＜https://seikatsu-hyakka.com/archives/73096＞2022 年 4 月 25 日最終閲覧.

5 セカンズ「社会的地位の高い職業・低い職業 7 つ」＜https://the5seconds.com/socialstatus-work-9969.html＞2022 年 4 月 25 日最終閲覧.

齋藤晃（2004）「表象のグローバル化をみる」『総研大ジャーナル』（5）, pp.14-16, 総合研究大学院大学教育交流センター.

沈吉穎（2022）『外国人高度人材受け入れ政策に関する批判的談話研究—公文書と新聞記事の分析を中心に—』大阪大学大学院言語文化研究科博士論文

出入国管理局（2015）「2014 年 12 月末の在留外国人数について」＜https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00250012&tstat=000001018034&cycle=1&year=20140&month=24101212&tclass1=000001060399＞2022 年 4 月 25 日最終閲覧.

出入国在留管理庁（2021）「2020 年 12 月末の在留外国人数について」＜https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00250012&tstat=000001018034&cycle=1&year=20200&month=24101212&tclass1=000001060399＞2022 年 4 月 24 日最終閲覧.

出入国在留管理庁（2022）「令和 3 年末現在における在留外国人数について」＜https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/13_00001.html#:~:text=%E4%BB%A4%E5%92%8C%EF%BC%93%E5%B9%B4%E6%9C%AB%E7%8F%BE%E5%9C%A8%E3%81%AB%E3%81%8A%E3%81%91%E3%82%8B%E4%B8%AD%E9%95%B7%E6%9C%9F%E5%9C%A8%E7%95%99%E8%80%85,%EF%BC%94%EF%BC%85%EF%BC%89%E6%B8%9B%E5%B0%91%E3%81%97%E3%81%BE%E3%81%97%E3%81%9F%E3%80%82＞2022 年 4 月 24 日最終閲覧.

総務省（2019）「高度外国人材の受入れに関する政策評価書」＜https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/hyouka_r010625_02.html＞2022 年 4 月 25 日最終閲覧.

髙谷幸編著（2019）『移民政策とは何か——日本の現実から考える』人文書院.

Fairclough, Norman（1998）Political discourse in the media: analytical framework. In:

Bell, A., Garret, P.（Eds.）Approaches to Media Discourse. Blackwell, Oxford：142-162.

Fairclough, Norman（2003）*Analysing Discourse：Textual Analysis for Social Research.* London：Routledge. ノーマン・フェアクラフ著，日本メディア英語学会メディア英語談話分析研究分科会訳（2012）『ディスコースを分析する—社会研究のためのテクスト分析—』くろしお出版.

内閣府（2008）「経済財政改革の基本方針 2008～開かれた国、全員参加の成長、環境との共生～」 < https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/cabinet/2008/decision080627.pdf > 2022 年 4 月 25 日最終閲覧.

吉田文（2014）「『グローバル人材の育成』と日本の大学教育—議論のローカリズムをめぐって—」『教育学研究』81（2）, pp.164-175, 一般社団法人日本教育学会.